

# 沿岸漁業経営再建特別資金事務処理要領

## 第1 総則

沿岸漁業経営再建特別資金利子補給要綱（以下「利子補給要綱」という。）に基づく、県、融資機関及び漁業者等の沿岸漁業経営再建特別資金（以下「再建特別資金」という。）の借入れ、申請、貸付け等についての具体的な事務は、この要領により処理するものとする。

## 第2 貸付の条件

利子補給要綱第4条の知事が別に定める基準とは、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- ア その団体が構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、目的、名称、総会、代表者、資産等に関する定めを備え、通常の関係において人格なき社団としての実態を有すること。
- イ 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的とする目的機能集団で、実体的活動を現に行っており、しかもその規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。

## 第3 経営再建特別計画の認定等

### 1 再建特別計画の認定

利子補給要綱第11条の別に定める基準とは、次のとおりとする。

#### (1) 再建特別計画の場合

- ア 過去の実績、借受者の営む業種に属する他の経営体の経営動向等からみて再建計画の達成が確実に見込まれること。
- イ 再建計画において、借受者の自助努力が十分行われ、かつ、債権者からの必要な支援が得られていること。
- ウ 再建資金の借入れが1回限りとされていること。
- エ 計画終了時点において繰越欠損金が解消するような再建計画であること。（当該再建特別資金が、次のいずれにも該当する場合を除く。）
  - ① 再建計画開始時（変更の場合にあつては変更申請時）の繰越欠損金の額が著しく大きい場合
  - ② 再建計画において借受希望者（変更の場合にあつては借受者）の自助努力が十分に行われていると認められる場合
  - ③ 当該再建特別計画期間内に繰越欠損金の9割（特殊な事情がある場合にあつては8割）以上の解消が図られる場合
- オ 再建特別計画期間中に、新たに漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金の

借入を予定していないこと。

カ 漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金の借入によっては再建が困難な者であること。

## (2) 事業承継計画の場合

ア 借受者が開始する又は営む業種に属する他の経営体の経営動向等からみて事業承継計画の達成が確実に見込まれること。

イ 債権者からの必要な支援が得られていること。

ウ 再建資金の借入が1回限りとされていること。

エ 事業承継計画期間中に、新たに漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建特別資金の借入を予定していないこと。

オ 経営理念が明確であること。

カ 具体的な事業の中長期的な方向性（ビジョン）が設定されていること。

キ 経営状況・経営課題及び解決策の把握がなされていること。

ク 将来の収支計画が設定されていること。

## 2 認定再建特別計画等の変更

(1) 利子補給要綱第15条第1項において知事が別に定める基準とは、次のとおりとする。

ア 変更事由が、再建特別計画等の策定後に生じたものであること。

イ 変更後の再建特別計画において、借受者の一層の自助努力が行われること。

ウ 変更後の再建特別計画等において、借受者の経営の状態に応じた、融資機関の支援、協力が得られること。

エ 変更後の再建特別計画等における再建特別資金の毎年度末残高が、変更前の再建特別計画等における再建特別資金の毎年度末残高を超えないこと。

(2) 知事は、再建特別計画等の変更を行ったときは、借受希望者及び幹事融資機関にその旨を通知するものとする。

## 3 認定再建特別計画等の取消し

(1) 利子補給要綱第16条により、知事は次のすべての要件に該当する場合、その他再建特別計画等の達成の努力が行われていないと認められる場合には、借受者及び融資機関に対し認定取消しの予告を行い、予告を行った後6か月以内に再建特別計画等の変更申請がなされない場合又は認定再建特別計画等の変更認定を行わない場合には、認定再建特別計画等の認定の取消しを行うものとする。

ア 再建特別資金の貸付け時点から起算して3年、5年、7年を経過した日の属する事業年度終了時点において知事が要綱第13条の規定により報告を受けた経営状況調書若しくは決算書等の繰越欠損金が認定再建特別計画に記載されている予定繰越欠損金より大きい場合（当該見直し時点までにおける各年度末の繰越欠損金の残高の総和が、認定再建特別計画における当該残高の総和におおむね等しい場合を除く。）

イ 魚価の動向、借受者の営む業種に属する他の経営体の経営動向、借受者の経営

状況等からみて今後再建計画等の達成が困難と認められる場合

#### 第4 沿岸漁業経営再建特別資金利子補給契約

融資機関は、利子補給要綱第20条による利子補給契約を締結するにあたっては、次のことに留意するものとする。

- 1 融資機関は、県と沿岸漁業経営再建特別資金利子補給契約を締結しようとするときは、要綱で定める沿岸漁業経営再建特別資金利子補給承認申請書等を提出する以前に、当該契約を締結したい旨、県へ申し出るものとする。
- 2 県と融資機関との間に締結する利子補給契約書は、別に定めるものとする。

#### 第5 沿岸漁業経営再建特別資金の調査

県は、沿岸漁業経営再建特別資金の適正な運用を期するため利子補給要綱第24条及び利子補給契約書第11条の規定に基づき、再建特別資金の承認を受けて実施しようとする再建特別計画に係る事業又は当該融資機関の債権管理の状況等について調査するものとする。

#### 第6 指導勧告又は利子補給の打ち切り等

県は、第5の調査の結果、必要と認める場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 1 貸付後調査において、県の要綱等に違反していると認められるものについては、繰上償還の勧告又は利子補給の打ち切りを行うほか、すでに県から交付を受けた利子補給金の一部又は全部の返還を命ずる。
- 2 融資機関の債権管理及び貸付金の経理等の調査において、不相当と認められる場合は改善指導をすると共に、当該融資機関に対して必要な措置をとるべき旨を勧告する。

#### 第7 その他

漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金との関係

- (1) 県は、再建特別資金の貸付けの日の前日までに当該再建特別資金により整理されない漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金についての利子補給を打ち切る。
- (2) 再建特別資金を借り受けた者は、再建計画の認定を取り消された場合、当該計画の計画期間中、漁業経営維持安定資金及び漁業経営再建資金を借り受けることができない。